

第6次長野市高齢者福祉計画・第5期長野市介護保険事業計画 「あんしんいきいきプラン21」答申案の概要

◆ 総論

1 計画策定の趣旨【計画書2頁】

社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、市民一人ひとりが長生きして良かったと実感できる、心の通い合う豊かで元気のあるまちをつくるため、第5次長野市高齢者福祉計画及び第4期長野市介護保険事業計画（以下「前計画」という。）の見直しを行い、新たに第6次長野市高齢者福祉計画と第5期長野市介護保険事業計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の基本的性格【計画書3頁】

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定します。

3 計画の期間【計画書4頁】

平成24（2012）年度を初年度とし、平成26（2014）年度を目標年度とする3か年計画とします。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第4次・第3期	計画期間								
第5次・第4期				計画期間					
第6次・第5期							計画期間		

4 計画期間における人口推計【計画書 8 頁】

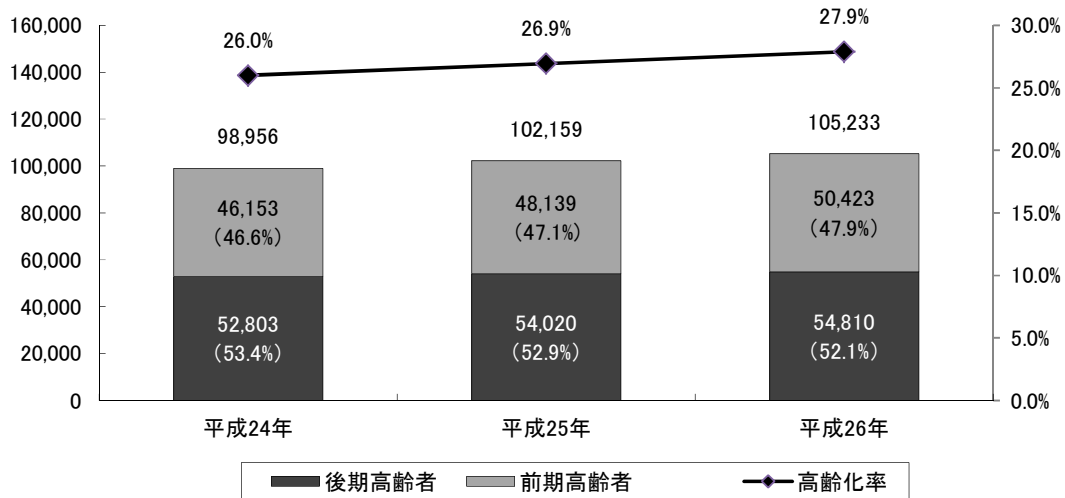
計画期間における人口を推計すると、総人口が減少する一方、高齢者人口が10万人を超え、高齢化率は27.9%まで上昇すると見込まれます。特に、団塊の世代が高齢者となることから、前期高齢者人口が増加します。

区分	平成24年			平成25年			平成26年		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
総人口	380,713	183,408	197,305	379,139	182,523	196,616	377,408	181,562	195,846
40～64歳（第2号被保険者）	129,369	64,186	65,183	128,507	63,810	64,697	127,643	63,360	64,283
65歳以上（第1号被保険者）	98,956	42,312	56,644	102,159	43,791	58,368	105,233	45,261	59,972
高齢化率 %	26.0	23.1	28.7	26.9	24.0	29.7	27.9	24.9	30.6
65歳～74歳	46,153	21,718	24,435	48,139	22,703	25,436	50,423	23,959	26,464
75歳以上	52,803	20,594	32,209	54,020	21,088	32,932	54,810	21,302	33,508

※各年 10 月 1 日現在

※平成 22 年 3 月に長野市企画課がまとめた人口推計。平成 17 年国勢調査人口に基づく、平成 21 年 10 月 1 日現在の推計人口（長野県企画部公表）の男女別・各年齢別人口を用いています。

■ 計画期間中の高齢者数（高齢化率）の推計



5 要支援・要介護認定者数の推計【計画書 12 頁】

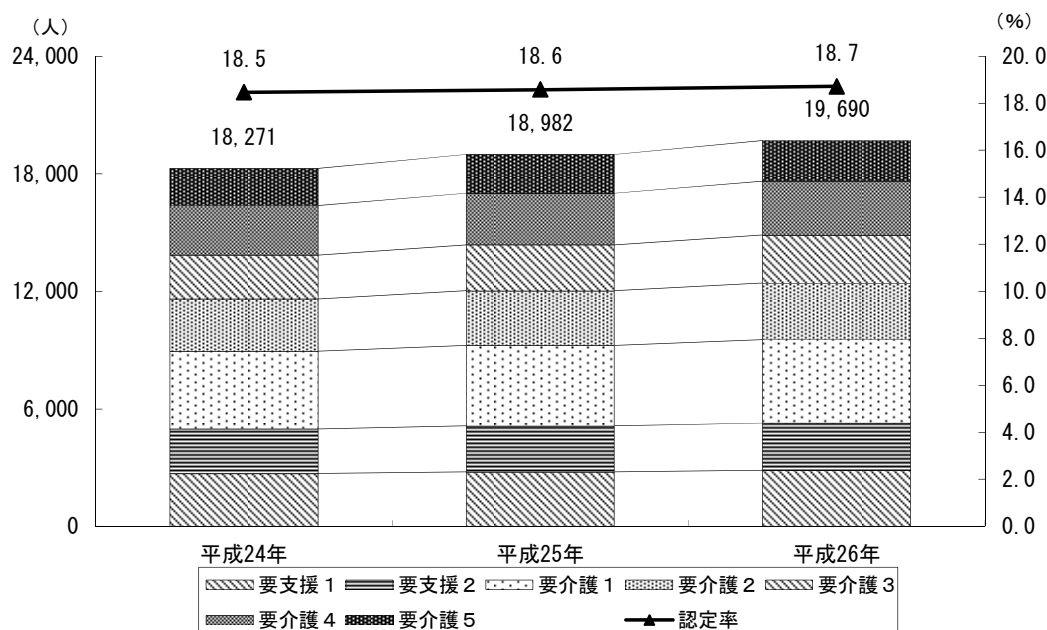
年齢別・男女別の将来推計人口に現在の認定率を乗じて、計画期間における要支援・要介護認定者数を推計しました。

高齢者数の増加に伴って要支援・要介護認定者は増加し、平成 26 年には 2 万人を超えると予想されます。認定者数の増加に対応した介護サービス提供基盤の整備が必要です。

■要支援・要介護認定者数（第 1 号被保険者）の推計

	平成24年	平成25年	平成26年
要支援・要介護認定者数	18,271	18,982	19,690
認定率 %	18.5	18.6	18.7
要支援 1	2,700	2,783	2,859
要支援 2	2,276	2,350	2,419
要介護 1	3,961	4,109	4,254
要介護 2	2,668	2,778	2,891
要介護 3	2,247	2,345	2,447
要介護 4	2,516	2,631	2,751
要介護 5	1,904	1,986	2,071

※各年 10 月 1 日現在



■要支援・要介護認定者数（第 2 号被保険者）の推計

	平成24年	平成25年	平成26年
要支援・要介護認定者数	465	462	459
要支援 1	50	50	49
要支援 2	67	67	66
要介護 1	97	96	95
要介護 2	89	88	87
要介護 3	53	53	52
要介護 4	52	52	51
要介護 5	57	57	57

※各年 10 月 1 日現在

6 基本的な政策目標と計画の構成【計画書 22 頁】

市民の皆さんと行政との二人三脚により生きがいのある豊かな高齢社会を形成し、長野市に暮らしてよかったと心から思える社会を築くため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

自分らしく
元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに
介護が必要となっても安心して生活できる
明るい社会を共に築きましょう

【政策目標】

1 ー積極的な社会活動参加支援ー

明るく活気に満ちた社会を確立するためには、一人ひとりが地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくことができるよう、積極的に社会活動に参加し、生きがいづくりや健康づくりに取り組むことができるような環境づくりを推進します。

2 ー地域包括ケア体制づくりー

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が切れ目なく提供される「地域包括ケア」の実現を目指し、各分野の連携強化とサービス提供基盤の充実を推進します。

3 ー介護予防の推進ー

いつまでも元気でいきいきと過ごすことができ、可能な限り要介護状態とならないよう、生活機能の低下を予防する介護予防を推進します。

4 ー介護保険事業の適正な運営ー

要介護・要支援状態になったとき、自らの選択により必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるよう、需要に応じた介護サービスの量的整備の促進と個人の尊厳に配慮した質の向上を図るとともに、日常生活圏域を基本として、様々な保健福祉・介護保険サービスが総合的に提供される体制づくりを推進します。

5 ー認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実ー

認知症になっても尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を送ることができるよう、認知症予防や財産の法的な保護等の様々なサービスを総合的に提供する施策を推進するとともに、高齢者虐待防止に努め、高齢者の権利擁護支援を推進します。

◆ 各論 1 積極的な社会活動参加支援

積極的に社会活動に参加し、生きがいつくりや健康づくりに取り組むことができるような環境づくりを推進します。

《主な見直し点》

(1) おでかけパスポート事業【計画書 31 頁】

長野市路線バス IC カードシステムの導入に併せ、おでかけパスポートの IC カード化を推進するとともに、今後も安定的に事業を運営していくため、3者（利用者・バス事業者・市）の負担割合を見直し、利用者負担について、現在の定額制から乗車距離に応じた従量制の導入を含め、今後の在り方を検討します。

(2) 老人憩の家運営事業【計画書 35 頁】

老朽化した施設等については、「公共施設見直し指針」に基づき施設の統廃合を含めた見直し方針を決定するとともに、市民負担の公平性を確保するなどの観点から、適正な利用者負担について見直しを行います。

※前計画から削除した事業

[ゲートボールコート等設置助成事業]

前回計画において、計画期間中の廃止を明示しており、平成 23 年 3 月をもって事業を廃止したため。

[すこやか入浴事業]

前回計画において、平成 21 年度を最終年度に廃止を明示しており、平成 22 年 3 月をもって事業を廃止したため。

[高年齢者職業相談]

平成 22 年 3 月で長野市高年齢者職業相談室が廃止されたため。

[駐車場事業]

平成 20 年度に東口地下駐車場にユニバーサルデザインスペースの整備が完了。今後、市営駐車場の拡大整備等は計画していないため。

◆ 各論 2 地域包括ケア体制づくり

日常生活圏域ごとの特性に応じ地域ケアを担う各種サービス提供体制の整備・充実を図り、安心して生活することができる環境づくりを推進します。

《主な見直し点》

(1) 医療と介護の連携強化【計画書 51 頁】

医療ニーズが高い高齢者の在宅での生活を支えるため、新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合型サービス」をはじめ、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのサービス提供基盤の充実に努めます。

また、ケース会議や日々の情報交換を通じて連携を深め、在宅の要支援・要介護状態の高齢者の支援を効果的に行います。

(2) 配食サービス事業【計画書 66 頁】

民間事業者を利用することで配食サービスの提供が受けられる地域は、民間事業者に任せることとし、民間事業者がサービスを実施していない中山間地域における配食サービスの提供について検討します。

(3) 在宅福祉介護料の支給事業【計画書 68 頁】

介護保険サービスの提供による介護支援が一般化され、在宅介護者の負担軽減が図られてきていますが、現金給付の在り方も含め、事業内容の見直しを検討します。

(4) 徘徊高齢者家族支援サービス事業【計画書 70 頁】

民間に類似するサービスが存在することから、利用者の幅広いニーズに対応し、効率的な事業運営のため、実施方法の見直しを検討します。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業【計画書 75 頁】

孤立しそうな高齢者への対応は、当面、現行のサービスや事業の体系の中で、地域で安心して暮らしていくための支援を実施します。

総合事業の内容、サービス利用者及びサービス提供体制について調査検討を進め、計画期間中に介護予防・日常生活支援総合事業を実施するよう努めます。

(6) 新たな地域密着型サービス【計画書 87、90 頁】

医療ニーズの高い要介護高齢者等に対応できるよう、サービス提供体制の整備を促進します。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備目標 2 事業所
- 複合型サービス 整備目標 3 事業所

(7) サービス付き高齢者向け住宅【計画書 99 頁】

高齢者向けの賃貸住宅又は居住専用部分を有する有料老人ホームで、状況把握サービス、生活相談サービスなどが付き、規模・構造・設備、契約内容等が国土交通省及び厚生労働省が定める基準に適合しているものは、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。

国の直接補助制度である「サービス付き高齢者向け住宅整備」などについて積極的に情報提供することにより、民間事業者の参入意欲を喚起し、高齢者向け住宅の供給促進を目指します。

(8) 高齢者福祉施設等の整備目標【計画書 101 頁】

可能な限り在宅で生活を続けられるために在宅サービスの充実を図るとともに、在宅生活が困難となった人のために、施設・居住系サービスの基盤整備を促進します。

また、介護保険給付対象外のサービス拠点となる保健福祉施設の基盤を維持し、保健福祉・介護保険サービスが総合的に提供される環境づくりに努めます。

		平成 23 年度末の 状況	平成 26 年度 整備目標
介護保険施設			
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,525 人	1,672 人
	介護老人保健施設	1,241 人	1,241 人
	介護療養型医療施設	317 人	317 人
地域密着型施設			
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	559 人	730 人
	地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	165 人	368 人
	地域密着型特定施設 (小規模介護付有料老人ホーム)	209 人	247 人
特定施設		391 人	432 人
合 計		4,407 人	5,007 人
生活支援ハウス(定員)		34 人	34 人
高齢者共同生活支援施設(定員)		14 人	14 人
老人福祉センター		13 施設	13 施設
ふれあい交流ひろば		4 施設	4 施設
老人憩の家		10 施設	10 施設
養護老人ホーム(定員)		150 人	150 人
軽費老人ホーム(A型)(定員)		50 人	50 人
ケアハウス(定員)		319 人	319 人
保健センター		12 施設	12 施設

※前計画から削除した事業

[適合高齢者専用賃貸住宅]

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により「サービス付き高齢者向け住宅」に統合。

◆ 各論 3 介護予防の推進

高齢者が可能な限り要介護状態とならないために、加齢などによる生活機能低下を予防する介護予防事業を推進します。

〈主な見直し点〉

(1) 名称の変更【計画書 103、109 頁】

地域支援事業のひとつである「介護予防事業」において、これまで「特定高齢者施策」、「一般高齢者施策」という名称で実施してきましたが、平成 22 年の地域支援事業実施要綱の改正により、それぞれ「二次予防事業」、「一次予防事業」に変更されました。それに伴い、計画における事業名も変更しています。

(2) 介護予防クラブ支援事業【計画書 114 頁】

地域の高齢者グループに対して、運動やレクリエーションなどを体験・習得する体験講座や、グループ活動のリーダーを養成する講座を実施するほか、グループ活動を支援するための情報提供や専門的なアドバイス等を総合的に実施し、地域に介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）ができるように支援します。

※前計画から削除した事業

[低栄養予防普及事業]

「介護予防あれこれ講座」に統合。

◆ 各論 4 介護保険事業の適正な運営

各種介護サービスの実施状況を踏まえ、需要に応じた介護サービスの整備目標を定め、量的整備を促すとともに個人の尊厳に配慮した質の向上を図る必要があります。

また、日常生活圏域を基本として、在宅を中心とした生活を円滑に行うことができるよう、様々な保健福祉・介護保険サービスが総合的に提供される体制づくりを推進します。

〈主な見直し点〉

(1) 介護保険サービス見込量の見直し【計画書 116 頁～125 頁】

平成 26 年度までの「施設・居住系サービス利用者数」、「標準的居宅サービス見込量」、地域密着型サービスにおける「日常生活圏域ごとのサービス見込量」、「地域支援事業の見込量」、「介護保険給付費の推計」を記載します。

■施設・居住系サービス利用者数の実績と推計

区分	単位	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	人/月	1,293	1,364	1,415	1,492	1,498	1,532
介護老人保健施設	人/月	1,129	1,161	1,150	1,123	1,123	1,123
介護療養型医療施設	人/月	264	255	258	250	250	250
地域密着型介護老人福祉施設	人/月	0	0	75	188	234	321
特定施設入居者生活介護	人/月	186	292	296	273	279	293
認知症対応型共同生活介護	人/月	395	435	544	591	629	696
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	154	207	202	211	226	239
計		3,421	3,714	3,940	4,128	4,239	4,454

■居宅サービスごと利用量の実績と推計（予防給付）

区分	単位	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	人/年	9,022	10,585	11,511	12,044	12,759	13,475
介護予防訪問入浴介護	回/年	58	106	126	110	116	122
介護予防訪問看護	回/年	1,762	1,989	2,458	2,398	2,539	2,681
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	1,811	2,324	2,702	5,265	5,574	5,883
介護予防居宅療養管理指導	人/年	237	290	346	179	189	200
介護予防通所介護	人/年	15,086	17,715	19,942	21,218	22,480	23,741
介護予防通所リハビリテーション	人/年	3,066	3,709	4,032	4,248	4,500	4,752
介護予防短期入所生活介護	日/年	2,114	2,829	2,746	3,123	3,306	3,489
介護予防短期入所療養介護	日/年	200	364	338	280	297	313
介護予防福祉用具貸与	人/年	6,993	9,813	12,156	12,844	13,604	14,364
特定介護予防福祉用具販売	件/年	360	385	442	395	419	442
住宅改修	件/年	353	411	358	434	460	486
介護予防支援	人/年	27,911	33,187	36,874	39,309	41,647	43,984
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	227	214	132	89	94	100
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	32	39	26	26	27	29

■居宅サービスごと利用量の実績と推計（介護給付）

区分	単位	第4期（実績）		（見込み）	第5期（推計）		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	回/年	576,539	569,848	573,561	583,877	614,602	645,327
訪問入浴介護	回/年	17,461	17,446	17,419	17,947	18,699	19,450
訪問看護	回/年	43,196	45,353	43,113	44,268	46,308	48,349
訪問リハビリテーション	回/年	17,254	18,629	19,425	37,791	39,749	41,708
居宅療養管理指導	人/年	7,158	7,833	7,774	4,435	4,646	4,857
通所介護	回/年	437,299	479,838	504,950	527,734	559,027	590,321
通所リハビリテーション	回/年	88,325	91,030	90,960	97,278	103,043	108,809
短期入所生活介護	日/年	188,062	194,580	202,226	207,674	218,320	228,966
短期入所療養介護	日/年	19,201	19,063	16,383	17,136	18,001	18,865
福祉用具貸与	人/年	49,957	52,698	53,078	54,877	57,890	60,904
特定福祉用具販売	件/年	1,149	1,121	1,346	1,147	1,214	1,282
住宅改修	件/年	717	721	674	742	788	834
居宅介護支援	人/年	87,427	89,003	89,047	93,591	99,101	104,612
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	-	-	-	0	240	480
認知症対応型通所介護	回/年	27,863	29,390	27,657	33,087	34,817	36,548
小規模多機能型居宅介護	人/年	1,085	1,059	1,275	1,374	1,452	1,530
複合型サービス	人/年	-	-	-	300	600	900

■介護保険給付費の推計（単位：千円）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
介護保険給付費	28,262,507	29,413,219	30,896,038	88,571,764

（2）サービス事業者への指導・監査【計画書128頁】

地域主権改革に伴い、県で所管していた居宅サービスや施設サービス等の事業者の指定・指導監督権限が、平成24年4月に中核市に移譲されます。

（3）公正で迅速な要支援・要介護認定【計画書134頁】

介護サービスを利用するには、事前に要支援・要介護の認定を受けることが必要です。この要支援・要介護の段階で利用できるサービス量も決まるため、公正で迅速な要介護認定が重要であることから、本項目を追加します。

◆ 各論 5 認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実

認知症予防に向けた取り組みを行うとともに、認知症になっても安心して暮らしていけるよう地域全体で見守り、支援する体制づくりを推進します。

また、高齢者が尊厳ある生活を維持することができるよう、虐待の防止や成年後見制度の活用促進、消費者被害防止の促進に取り組みます。

《主な見直し点》

(1) 認知症高齢者およびその家族に対する支援について【計画書 139 頁】

認知症予防講座など、事業を充実します。

(2) 成年後見制度の活用について【計画書 144 頁】

長野市成年後見支援センターと連携し、成年後見制度が円滑に利用できるようにします。

【参考】介護保険料額について

以下のポイントに基づいて次期介護保険料を算定しました。

- ① 保険料を算定するための介護保険のサービス見込量は、あいプランの施設整備方針等に基づいています。
- ② 第1号被保険者の保険料負担割合が21%に変更されました。
- ③ 国における+1.2%の介護報酬改定の決定を加味しています。
- ④ 介護保険準備基金の取崩し、県財政安定化基金からの交付金により保険料額の上昇を抑制しています。
- ⑤ 保険料の段階設定を見直し、現行の9段階を10段階設定とし、第1段階・第2段階の保険料乗率を変更します。

■ 保険料基準額の変遷

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	平成12～14年度	平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～23年度	平成24～26年度
保険料基準額(月額)	2,570円	3,090円	3,890円	3,990円	4,880円
保険料基準額(年額)	30,840円	37,080円	46,680円	47,880円	58,560円
基準額の増加率	—	20.2%	25.9%	2.6%	22.3%
全国平均(月額)	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	
県平均(月額)	3,068円	3,484円	3,882円	4,039円	

■ 所得段階別保険料

第4期	段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
	保険料乗率	0.5	0.5	0.75	0.875	1.0	1.125	1.25	1.5	1.75
	月額(円)	1,995	1,995	2,993	3,491	3,990	4,488	4,988	5,985	6,983
	年額(円)	23,940	23,940	35,910	41,890	47,880	53,860	59,850	71,820	83,790

第5期	段階	第1段階	第2段階	第3段階 (新)	第4段階	第5段階	第6段階 (基準額)	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	保険料乗率	0.45	0.45	0.675	0.75	0.875	1.0	1.125	1.25	1.5	1.75
	月額(円)	2,196	2,196	3,293	3,660	4,270	4,880	5,490	6,100	7,320	8,540
	年額(円)	26,350	26,350	39,520	43,920	51,240	58,560	65,880	73,200	87,840	102,480
	第4期からの上昇額(月額)	201	201	300	667	779	890	1,002	1,112	1,335	1,557
	第4期からの上昇率	10.1%	10.1%	10.1%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%